

二 職員ノ取次者ハ事務進行ノ便宜ニ依リ職員會議ヲ召集シ
委員並ニ理事ヲ輔佐シ之ニ付スルコト
三 前項中央委員職員ノ取次者ハ便宜上必要ノ時理事ノ取次
者ニ當ルコト

事務職員

一 事務本館ノ設置ハ其ノ必要ニ依リ之ヲ設置スルコトヲ議決シ
之ヲ執行スルコト
二 事務本館ノ職員ニ付シテ其ノ職務ニ當ルモノニ限リ之ヲ
任用スルコト

三 事務本館ノ職員ノ待遇ハ其ノ職務ニ當ルモノニ依リ之ヲ
決定スルコト

四 事務本館ノ職員ノ考課ハ其ノ職務ニ當ルモノニ依リ之ヲ
決定スルコト

附則

財團法人協調會大阪支所

組織ニスル

一 本部ヨリ發行スル機關紙ノ如キハ別ニ細則ニ依ルコト細則ハ
全テ中央委員會ニテ決定スルコト